

#### ④ 通所サービスの送迎時の対応はどこまで行うべきなのか？

送迎については通所サービス事業所が実施すべきサービスとして基本報酬費に包括されているため、送迎が必要な利用者の居宅から事業所までの対応は通所サービス事業所が行う必要があります。

厚生労働省令で定められた通所サービス事業における「設備に関する基準」の中で「指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない」とあり、例えば、利用者の居宅から通所サービス事業所の車両への移動のために車椅子が必要な場合、利用者に車椅子等移動に必要な設備を準備させるのではなく、事業所の設備として準備しなくてはなりません。

平成12年3月31日 介護報酬等に係るQ&A

Q：送迎サービスについて、幼稚園の通園バスのようないわゆる「バスストップ方式」であっても差し支えないか。

A：居宅まで迎えに行くことが原則である。ただし、道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることができない場合など、地理的要因等から妥当と考えられ、かつ、利用者それぞれに出迎え方法を予め定めるなどの適切な方法で行う必要がある。

ただし、上記Q&Aにも示されているように、利用者の居宅の地理的状況等から車両では送迎が不可能な場合等も考えられ、利用者側の事情や希望により通所サービス事業所の現員では当該利用者に対する送迎を行うことにより事業所の基準上必要な人員配置の欠如が発生してしまう等、サービスの提供に支障をきたすおそれのある場合は、利用者等及び当該利用者を担当する介護支援専門員に通所サービス事業所での対応が難しい旨の理解を得たうえで、利用者等が当該事業所への通所をなお希望される場合にあっては、通所サービス事業所の送迎に代わる対応もやむを得ないと考えます。

送迎が不要な利用者に対して送迎を行わないことも可能ですが、要件により基本報酬費の減算の対象となることもあります。

なお、下関市では送迎については、上記に加えて次のとおり取り扱っておりますのでご注意ください。

Q：家族等の要望で利用後に自宅外に送迎することは可能か。

A：原則は利用者の自宅以外に送迎することは認められません。ただし、送迎先が、毎日訪れ、食事や入浴等を行う日常生活の拠点となっている場合や、送迎先が家族等の家であり、そこに宿泊している場合は利用者の自宅以外に送迎することも可能です。

また、下記要件をすべて満たす場合は、送迎を可とすることも考えられるため個別にご相談ください。

- ① 他の手段を検討したうえで、居宅以外への送迎がやむを得ない状況であること。  
(例：認知症、精神疾患の利用者等であって、介護者のいない自宅に送迎すると危険な場合)
- ② 送迎先が事業所から利用者の自宅間のルート上であること。
- ③ 家族等が利用者を受け入れる体制が整っている場所であって、かつ適切に家族に引き継げること。

**⑤ 介護予防サービスの提供回数等はどのように考えるべきなのか？**

平成18年3月22日 平成18年4月改定関係Q&A (vol. 1)

Q：介護予防通所系サービスを受けるに当たって、利用回数、利用時間の限度や標準利用回数は定められるのか。

A：地域包括支援センターが利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行う介護予防ケアマネジメントを踏まえ、事業者と利用者の契約により、適切な利用回数、利用時間の設定が行われるものと考えており、国において一律に上限や標準利用回数を定めることは考えていない。

なお、現行の利用実態や介護予防に関する研究班マニュアル等を踏まえると、要支援1については週1回程度、要支援2については週2回程度の利用が想定されることも、一つの参考になるのではないかと考える。

平成18年3月22日 平成18年4月改定関係Q&A (vol. 1)

Q：介護予防通所系サービスの提供に当たり、利用者を午前と午後にかけてサービス提供を行うことは可能か。

A：御指摘のとおりである。介護予防通所系サービスに係る介護報酬は包括化されていることから、事業者が、個々の利用者の希望、心身の状態等を踏まえ、利用者によりわかりやすく説明し、その同意が得られれば、提供回数、提供時間について自由に設定を行うことが可能である。

具体的なサービス提供方法や回数は介護予防サービス事業者が利用者の状況や目標の達成度を踏まえて柔軟に決定されるべきものであるため、利用者の状況や目標の達成度を踏まえない一律のサービスカット、利用者の状態がなんら変化していないにもかかわらず、一方的にサービス提供の回数や時間を減らす「過小サービス」や、例えば、第1週から第4週まで週1回一律時間のサービスを提供し第5週は提供しないといった、利用者の状況を踏まえない「画一的なサービス」を提供すること等は、いずれも不適正なサービス提供とみなされます。

平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導  
(通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

定額報酬については、平均的なサービス提供時間を基に報酬水準を算定したものではありませんが、個別の利用者に対するサービス提供時間については、結果的にサービス提供時間が平均よりも多い場合や少ない場合があります。利用者の方々の状況等に応じた必要なサービス量を提供することが求められるものであることを、事業者の皆様におかれましては再度ご留意くださいますようお願いいたします。

## ⑥ 医行為とはどのような行為を指すのか？

医行為とは、医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による「医業」(反復継続する意思で行う、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為)のことを指します。

医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為である「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されることのないよう、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」(平成17年7月26日付医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知)において「医行為」ではないと考えられるものについての解釈がなされております。

### 【医行為でないと考えられる行為】

- 1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
- 2 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- 3 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること。
- 4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること(汚物で汚れたガーゼの交換を含む。)
- 5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く。)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む)、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。
  - ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
  - ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと

- ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと
- 6
  - ① 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること
  - ② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
  - ③ 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く）
  - ④ ストーマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること。（肌に接着したパウチの取り替えを除く。）

#### ストーマ装具の交換について

肌への接着面に皮膚保護機能を有するストーマ装具については、ストーマ及びその周辺の状態が安定している場合等、専門的な管理が必要とされない場合には、その剥離による障害等のおそれは極めて低いことから、原則として「医行為」には該当しない。

なお、実施にあたっては、医師又は看護職員と密接な連携を図ること。

**【ストーマ装具の交換について、平成23年6月5日 公益社団法人日本オストミー協会会長から医政局医事課長あて】**

- ⑤ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと
- ⑥ 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（※）を用いて浣腸すること
  - ※ 挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

上記通知に列挙される行為は原則として医行為または医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないと考えられていますが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得るため、事業者の皆様におかれましては、サービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認し、さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に必ず報告を行ってください。

なお、実施者に対しては一定の研修や訓練が行われることが望ましく、事業者には、事業遂行上安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められます。

#### 【介護職員等による喀痰吸引等の実施について】

喀痰吸引や経管栄養の実施は「医行為」と整理されておりますが、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引関係)」(平成23年11月11日・社援発1111第1号)において、平成24年4月1日より、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた介護職員等(介護福祉士を含む)は、県の登録を受けた喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者において、一定の条件の下に上記の行為を実施することが可能となりました。

なお、平成27年度(平成28年1月)以降の国家試験合格者につきましては、介護福祉士の資格をもって医療的ケアの実施が可能となります。

※認定特定行為業務従事者とは、訪問介護員等の介護職員、特別支援学校教員などで、研修修了に基づき県の認定を受けている方(訪問介護員養成研修などの資格の有無は問わない。)を指します。

事業者の皆様におかれましては各通知等について十分ご承知のことと思いますが、再度、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否かを判断する際の参考としてご一読ください。

## ⑦ 屋外サービスについて

通所介護については、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができますとされています。

- ① 機能訓練の範囲として年間事業計画・通所介護計画に位置付けられていること。
- ② 自立支援に効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

ただし、居宅サービス計画に位置付けようのない、単なる行楽（日帰り旅行等）や物資購入を目的とした外出は認められません。

また、屋外サービスを行う場合の人員配置については、事業所内の利用者には、事業所内の利用者数に応じた人員配置基準上必要とされる職員数を配置してください。屋外サービス利用者には、その人数を勘案し、安全に配慮した職員数を配置してください。

なお、下関市では当該サービスについて、上記に加えて次のとおり取り扱っておりますのでご注意ください。

1. 外出頻度の目安・・・概ね年間事業計画に位置付けられる程度  
(概ね月1回)
2. 外出場所の目安・・・車等により片道20分程度で移動できる範囲  
(屋外サービスの時間は概ね2時間以内)
3. 事業所の庭を散歩する等については、屋外サービスとして位置付ける必要はありません。

## ⑧ 通所介護と認知症対応型通所介護の併用は可能なのか？

通所介護と認知症対応型通所介護を併用することについては、解釈上の制約はありません。利用者の心身の状況、家族の都合等により、当該利用者に必要なサービスが1カ所の通所介護（認知症対応型通所介護）事業所では提供できないことが明らかであり、認知症対応型通所介護（通所介護）事業所を利用する以外の代替方法が見いだせない場合は、併用することも可能です。

その場合は、居宅サービス計画及び通所介護（認知症対応型通所介護）計画に、なぜ、認知症対応型通所介護（通所介護）との併用をしなければならないのかを記録し、両者にて併用の必要性をしっかりと認識してください。

併せて、認知症対応型通所介護は「認知症である利用者」のみに対して提供されるサービスであること、定員の上限が決められていることなどから、本来認知症対応型通所介護を必要としている利用者が当該事業所においては当然に優先されるべきであることをご留意いただきますようお願いいたします。

なお、介護予防通所介護については下記のQ&Aに基づき、サービスの併用は想定されないものと考えます。

平成18年3月22日 平成18年4月改定関係Q&A（vol. 1）

Q：ある指定介護予防通所介護事業所において指定介護予防通所介護を受けている間は、それ以外の指定介護予防通所介護事業所が指定介護予防通所介護を行った場合に、介護予防通所介護費を算定していとあるが、その趣旨如何。

A：介護予防通所介護においては、介護予防ケアマネジメントで設定された利用者の目標の達成を図る観点から、一の事業所において、一月を通じ、利用回数、提供時間、内容など、個々の利用者の状態や希望に応じた介護予防サービスを提供することを想定しており、介護報酬についてもこうした観点から包括化したところである。

**⑨ 月途中で要支援度が変わった場合、サービス提供体制強化加算はどのように考えるのか？**

指定居宅サービス事業の中で通所サービスについては、前年度の1月当たり介護予防通所介護において、月途中で要支援度が変更になった場合のサービス提供体制強化加算（変更となる前、変更となった後いずれも、サービス利用の実績あり。）は、変更前の要支援度に応じた報酬ではなく、変更後の要支援度に応じた報酬を算定しますので、ご注意ください。

平成21年4月改訂関係Q&A（V o 1. 1）\*において「変更前の要支援度に応じた報酬を算定する」とされていますが、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」\*\*においては、「日割り計算用サービスコードがない加算」は「月末における要介護度に応じた報酬を算定する」とされており、本件については後者が優先します。

(厚生労働省確認済)

※平成21年4月改訂関係Q&A（V o 1. 1）

「(問9) 予防通所リハ及び予防通所介護を利用する者において、月途中で要支援度の変更があった場合、サービス提供強化加算の算定はどの様にするべきか。

(答)月途中で要支援度を変更した場合は、変更前の要支援度に応じた報酬を算定する。

ただし、変更となる前(後)のサービス利用の実績がない場合にあっては、変更となった後(前)の要支援度に応じた報酬を算定する。」

※※「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」(平成24年3月16日厚生労働省老健局介護保険計画課・老人保健課事務連絡) I 資料9別紙4

「〇月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

(中略)

日割り計算用サービスコードがない加算

(中略)

- ・日割りは行わない。
- ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ加算の算定を可能とする。(※1)
- ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。

(中略)

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。」

## ⑩ 出張所（サテライト事業所）の設置に要件があるのか？

下関市では平成25年6月1日以降に出張所（サテライト事業所）を設置する際の要件を定めました。

### 1. 出張所（サテライト事業所）とは

事業所の指定は原則としてサービス提供の拠点ごとに行いますが、例外的にサービス提供の効率化や訪問エリアを拡大することで地域や利用者のニーズへの対応の充実を図るために、一体的なサービス提供の単位として主たる事業所に含めて指定され、主たる事業所の一体的管理のもとサービス提供拠点としての機能を果たすもので、以下の要件を満たす必要があります。

①利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

②職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等で従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替え要員を派遣できるような体制）にあること。

③苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

④事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。

⑤人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

### 2. 出張所（サテライト事業所）を設置できるサービス

(介護予防) 訪問介護

(介護予防) 訪問看護

(介護予防) 訪問リハビリテーション

(介護予防) 通所介護

### 3. 出張所（サテライト事業所）を設置できる地域及び要件

- ①離島振興地域
- ②振興山村地域
- ③特定農山村地域
- ④過疎地域
- ⑤辺地

①～⑤の地域に該当し、かつ主たる事業所から自動車等による移動に要する時間が片道おおむね20分の範囲とする。ただし、①の地域は、移動に要する時間の要件を除く。

※主たる事業所がこれらの地域に存在する必要がある、ということではありません。

### 4. 申請に必要な様式

	様式名	留意事項
市ホームページからダウンロード	指定事項等変更届（様式第8号）	変更年月日は出張所を設置する日で原則月の初日
	事業所所在地以外の場所で事業の一部を実施する場合の記載事項 (参考様式8-1) …訪問介護、訪問看護 (参考様式8-2) …通所介護 (参考様式8-3) …訪問リハビリテーション	
	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (別紙4-1) …通所介護 (参考様式5) …訪問介護、訪問看護、訪問リハ	事業所全体の一覧表で、どの従事者が出張所（サテライト事業所）で勤務するか明示したもの
	介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1、1-3)	出張所（サテライト事業所）に係るもの
任意様式	主たる事業所と出張所（サテライト事業所）が一体的に運用されることがわかる書類	事業所全体の組織図や連絡体制等を示したもの
	運営規程	出張所（サテライト事業所）に関する記載を盛り込んだもの
	出張所（サテライト事業所）付近の案内図又は地図	
	出張所（サテライト事業所）平面図	各室の用途を明示したもの
	出張所（サテライト事業所）の外観及び設備等の写真	
	消防法、建築基準法、食品衛生法上必要な書類	通所介護に限る

## 5. 事前相談

出張所（サテライト事業所）の設置申請については、人員体制や設備要件等の確認が必要ですので、設置する月の1カ月以上前に介護保険課事業者係へご相談下さい。

## 6. 提出部数及び提出期限

正本1部を介護保険課事業者係に提出して下さい。

なお、別途、申請者保管用として、副本1部を申請者で作成、保管しておいて下さい。

提出期限は、出張所（サテライト事業所）を設置する月の前月の15日です。

## 7. その他

出張所（サテライト事業所）の名称については、主たる事業所の出張所（サテライト事業所）であることを明確にして下さい。

(例) ○○訪問看護ステーション ▲▲出張所

平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導  
 (通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

**担当者名簿**

介護保険サービス事業者の指定・指導・事業運営に係る相談対応等の業務は、  
 下関市福祉部介護保険課事業者係（下関商工会館4階）にて行っています。

サービス及び相談票・協議書別の担当者名は以下のとおりです（平成25年  
 6月時点）。

※平成25年4月1日より係名が変わっておりますので、運営規程・重要事項説明書等に  
 連絡先として記載している内容を今一度ご確認ください。

下関市福祉部介護保険課事業者係 担当者名簿

下関市福祉部介護保険課事業者係

〒750-0006 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

T e l 083-231-1371

F a x 083-231-2743

サービス名	介護 予防	担当者	
		職	名
(総括)		係長	田島
		主任	沖野
訪問介護	○	主事	豊川
訪問入浴介護	○	主任主事	小橋
訪問看護	○	主任	河村
訪問リハビリテーション	○	主任主事	難波
		主事	藤野
居宅療養管理指導	○	主任	河村
通所介護	○	主任主事	難波
		主事	藤野
通所リハビリテーション	○	主任主事	難波
		主事	藤野
短期入所生活介護	○	主任	岩本
短期入所療養介護 (老健) (療養型)	○	主任	山崎
		主任	本名
特定施設入居者生活介護	○	主事	進藤
福祉用具貸与	○	主任主事	小橋
特定福祉用具販売	○	主任主事	小橋
居宅介護支援		主事	進藤
介護老人福祉施設		主任	岩本
介護老人保健施設		主任	山崎
介護療養型医療施設		主任	本名
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		主事	豊川
夜間対応型訪問介護		主事	豊川
認知症対応型通所介護	○	主任主事	難波
		主事	藤野
小規模多機能型居宅介護	○	主任	河村
認知症対応型共同生活介護	○	主任主事	小橋
地域密着型特定施設入居者生活介護		主事	進藤
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		主任	岩本
複合型サービス		主任	河村
介護予防支援		主事	進藤

相談票・協議書名	担当者	
	職	名
同居家族がいる場合の生活援助の算定	主事	豊川
認定の有効期間の半数を超えて利用する短期入所 軽度者に対する福祉用具貸与	主任	岩本
	主任	本名